

## 第 33 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和 2 年 6 月 5 日
2、招集場所	御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 30 分
4、会議に付された件名	
議第 111 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 112 号	農用地利用集積計画の決定について
議第 113 号	令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定に対する意見について
議第 114 号	御嵩町農地利用最適化推進委員候補者の決定について
報第 36 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報第 37 号	農業用施設届について
報第 38 号	農地改良届について
5、事務局	事務局長            高 木 雅 春 事務局次長        伊 納 和 昭 書記                小 栗 直 也
6、会議録署名者	14 番 日比野勝伸 委員    1 番 亀井和紀 委員
7、欠席委員	梅田主税 推進委員
議 長	ただ今の出席委員は 14 名で定数に達していますので、これより第 33 回御嵩町農業委員会を開会します。梅田主税 推進委員から欠席の届が出ておりますので、報告いたします。 会議録 署名者に、14 番 日比野勝伸委員、1 番 亀井和紀委員を指名します。 それでは、議第 111 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。 事務局 朗読願います。 (事務局朗読)
議 長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。 1 号事案について、3 番 奥村清治委員 説明願います。
3 番奥村委員	3 番奥村です。5-1 の資料をご覧ください。申請地は稲荷神社か

	<p>ら南に約 150mのところですか。稲荷神社は通称、丸山と呼ばれるところですか。転用の目的として太陽光発電施設の設置です。譲渡人が農地として維持できなくなっており、譲受人が太陽光発電施設の用地として利用するために 5 条申請をするものです。現況は畑となっていますが、畑として見るができなかったため、始末書を出していただきました。申請地の北側は隣接所有の雑種地であります。東側は譲受人所有の雑種地であり、西側は可児川堤防敷地で南側は水路敷地であります。排水は雨水のみであり、地下浸透ということになっています。外側にフェンスを設置し、土砂・水が流出しないように施工します。万が一転用に伴い、被害が起きた場合には申請者の責任において処理いたします。5 月 27 日に皆さんに現地を見ていただきました。隣地所有者の同意書、誓約書、委任状、始末書など出していただいております。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、農振農用地、第 1 種農地、第 3 種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第 2 種農地に位置付けられます。 また、御嵩町太陽光発電の推進及び適正化に関する条例の届出はなされております。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。 1 号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって 1 号事案は適当と認め進達します。 次に 2 号・3 号事案について、12 番 山口由美子委員 説明願います。</p>
<p>12 番山口委員</p>	<p>12 番山口です。2 号事案と 3 号事案につきまして一緒に説明させていただきます。資料 5-2、5-3 をご覧ください。場所は御嵩の公民館から南東に 1 km のところですか。権利を設定し、または移転しようとする理由の詳細は、賃貸人は高齢となり耕作が困難となったため、賃借人は太陽光発電施設事業を考えていたところ、収支計画から利益が見込めるため、双方が合意のもと対応。2 の方はパネルが 324 枚、3 の方は 288 枚で周囲をフェンスで区画し、草刈りの管理もします。雨水については地下浸透で対応します。資金調達は全額自己資金で賄います。誓約書、履歴事項全部証明書、賃貸借契約書、通帳の写し、再生可能エネルギー発電事業の認定通知、中部電力の接続契約書、委任状、工事計画、配置図を確認しました。5 月 27 日に現地確認を行いました。万が一被害があった場合は責任をもって対処するとのことですか。事業計画の提出があれば、2 号・3 号事案の申請内容に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いし</p>

	ます。
議 長	質疑に入ります。質疑ありますか。
11 番奥村委員	雨水は地下浸透で全部いけますか。
12 番山口委員	余剰に雨水が出た場合は川に流すという変更がありましたので、このための書類が出ていればよいのですが。
事務局次長	一部の書類が未だ確認できていないので、保留をするため、後ほど補足説明しますのでよろしくお願いします。
議 長	ほかに質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	申請地の農地区分につきましては、農振農用地、第 1 種農地、第 3 種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第 2 種農地に位置付けられます。 また、2 号・3 号事案につきましては依頼した書類の修正が間に合わないため、審議は保留とさせていただきたいと思えます。以上です。
議 長	事務局から説明のありましたとおり、審議をするにあたって書類が整っていないと判断できるため、2 号・3 号事案は保留とさせていただきたいと思えます。 次に 4 号事案について、3 番 奥村清治委員 説明願います。
3 番奥村委員	3 番奥村です。資料 5-4 をご覧ください。申請地は上之郷保育園のすぐ南のところですが、転用の目的は車庫兼倉庫です。現況の車庫が手狭になっていたため、用地を探していたところ、譲渡人との話し合いが合ったので、申請地を譲り受け、車庫兼倉庫として使用することにしました。北側は町道、東側は水路、南側は農業用水路、西側は町有地の竹やぶです。竹やぶについて隣地承諾が出されております。南側の農業用水路には被害を及ぼさないように注意しますが万が一、被害が発生した場合には申請者の責任において解決いたします。5 月 27 日に皆さんに現地を見ていただきました。誓約書、隣地承諾書、水利組合の同意書が出ております。審議をよろしくお願いします。
議 長	質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	申請地の農地区分につきましては、住宅の用若しくは事業の用に

<p>議 長</p>	<p>供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしているため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p> <p>採決に入ります。</p> <p>4号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって4号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に5号事案について、2番 須田ひろ子委員 説明願います。</p>
<p>2番須田委員</p>	<p>2番須田です。事務局より説明のあった事項については省略します。資料5-5をご覧ください。5条の申請です。平芝2083-3と平芝2083-4。2筆合わせて200㎡です。場所はバイパスローソン御嵩店の南、工業団地方面へおよそ300mのところ。農地法第5条の農地転用。所有権の移転の理由は、昭和50年頃に親かその前の代により、自宅の進入路が2mくらいの道路幅で車両の乗り入れが困難であったため。道路対岸の平芝2083-3と2083-4を譲渡人の所有と譲受人所有の平芝565-1を代替地として考え、進入路と倉庫を造成し、現在に至り、転用申請が遅れました。始末書と誓約書が出されています。付近の状況として、申請地の東側、北側に水路があります。南側は譲渡人の農地です。西側は町道を挟んで譲受人の土地です。5月27日に現地確認をしました。何か被害があった場合は譲受人が対処いたします。以上です。よろしく願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地に位置付けられます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。</p> <p>5号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって5号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に6号事案について、7番 田中幹三郎委員 説明願います。</p>
<p>7番田中委員</p>	<p>7番田中です。資料5-6をご覧ください。申請地は申請者の店舗のすぐ東側です。事前説明は5月23日に行政書士から受けました。転用の目的は貸駐車場です。権利を設定し又は移転しようとする理由は、貸渡人は高齢のため耕作が難しく、一方、借受人は申請地近辺の店舗の従業員駐車場が必要になったため申請に至ったということです。賃料は月額39,810円、年間477,720円の契約を交わす予定です。賃料の根拠は一坪あたり300円です。駐車台数は20台で内2台は軽自動車専用となる予定です。土地の造成、その他整備にかかる費用は借受人が全額自己資金にて賄う。申請地の周辺の状況は、北側が賃貸人の雑種地。東側は用悪水路。西側は公衆用道</p>

	<p>路。南側は水路。賃貸人の雑種地と西側道路はほぼ同じ高さで、田はそれらから見るとおよそ 30 c m低い状況で、東と南の水路は田よりおよそ 15 c m高いという状況です。転用によって生じる付近の作物、家畜等への被害防除施策の概要ですが、水路に面しているのは東側と南側ですが、東側は水路のすぐ際が境界のため、水路のすぐ際にコンクリートブロックを敷きます。南側は水路とコンクリートブロックの間が 30 c mほど畦畔のように残りますので定期的な草刈りが必要になります。周囲の草刈り等の管理は申請者が行います。敷地内を埋め立てて、西側道路と同じ高さにする設計です。アスファルトで舗装し、西側側溝と南側集水柵を経て雨水を南側水路に放流します。これは真名田水利組合の同意があります。以上のことから、本申請内容に問題はないと思います。審議をお願いします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途区域が定められているため、第 3 種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。 6 号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって 6 号事案は適当と認め進達します。 次に 7 号事案について、7 番 田中幹三郎委員 説明願います。</p>
7 番田中委員	<p>7 番田中です。7 号事案を説明します。事務局から説明のあった事項については省略します。資料 5-7 をご覧ください。申請地の場所は西田の団地の南側で、団地と可児川堤防に挟まれたところです。事前説明は 5 月 23 日に行政書士から現地で受けました。転用の目的は太陽光パネルの設置用地です。 権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、電力不足が懸念される昨今において太陽光発電は将来的に大変重要であり、今般、不耕作地である申請地を譲受け、太陽光パネルの設置用地として有効利用できればと思い、転用許可申請をするものです。譲渡人は譲受人の申し出に応ずるものです。資料にありますように真ん中に赤道があります。この赤道を挟んで東西に 2 つの太陽光発電所を作る計画です。東側に 324 枚、西側に 288 枚、計 612 枚設置予定です。それぞれをフェンスで囲います。何れも出力は 49.5kw です。 不耕作地という申請でしたが、今日までの利用状況を確認しましたところ、東側はウメ、ブドウ等の果樹を植えられて、春日井から譲渡人が通って管理を行っていました。その後、赤道の西側の田も購入されていましたが、周辺の住民に家庭菜園として貸しておられたとのことです。現在までにすべて明け渡しを受けています。 申請地の周辺の現況は、東と西が畑、南側は用悪水路、北側は水</p>

	<p>路と道路、中央に道路（赤道）です。転用によって生ずる周囲の土地・作物・家畜等の被害防除施策の概要ですが、敷地の四方に畔形状の土手を作り、雨水、土砂の流出を防ぎます。土手の高さは 150 mmを予定しています。これは岐阜県の降雨量に基づく計算で 122 mm必要ということで設定したとのことです。なお、東側の隣地の畑は申請地より一段低くなっておりますので境界にコンクリートブロックを使います。南側水路には以前、田だった頃の排水口が 3 か所ありますが、撤去して塞ぎます。雨水は自然浸透により処理します。汚水は発生しません。発電所の雑草の処理は、年 2 回の草刈りを予定しています。管理業務は施工会社が行うとのこと。北側の水路敷には防草シートを張る予定です。南側は水路敷の幅が僅かしかかないため、土手の一部としてそのまま使用し、草刈りによる管理を行う予定です。真ん中の赤道は長年の耕作の間に境界からずれてしまっており、今回事業の実施が認められた折には、まっすぐに直していただけるとのことです。</p> <p>現地確認は 5 月 27 日に実施しました。以上のことから本申請内容に問題はないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途区域が定められているため、第 3 種農地に位置付けられます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。</p> <p>7 号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって 7 号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に 8 号事案について、9 番 鍵谷正委員 からの説明であります。私の方からこの案件について先に説明させていただきます。</p> <p>使用貸人の娘婿から申請地の雑種地 363 m<sup>2</sup>の農地転用の申請が出てきたわけでありましたが、既に田から雑種地に変わって今日まで約 47 年になりますが、その間、町の税の対象は宅地並み課税が課せられていた状況の中で、雑種地なら農地転用はならないという税務課の指導がありまして、申請前に工事をしようとしたところを、私たちが発見し、また、事務局の方からも連絡があったとのこと、伏見地区の農業委員・最適化推進委員 5 人が現地に参りまして工事のストップを命じ、手続きを踏んでほしいということで今回の処理に間に合うような申請を出していただきました。</p> <p>コロナウイルスの関係で、先月の農業委員会でかけることが可能であったわけですが、1 ヶ月飛んでしまいました。やむを得ず約束した時まで我慢してくださいというお願いをして、現地確認・予定の定例をクリアした後、工事をしていただいた経緯がございます。</p> <p>農業委員会事務局の判断よりも私の判断でさせていただいたこ</p>

<p>9 番鍵谷委員</p>	<p>と、コロナウイルスで定例会の開催ができなかったことを含めまして申し訳なく思っ説明させていただきました。鍵谷委員、何かありますか。</p> <p>9 番鍵谷です。資料の 5-8 をご覧ください。事務局より説明のあった事項は省きます。土地の所在地は、顔戸地区ぼっぽ館西側 100 m くらいのところ。権利を設定し又は移転しようとする理由として貸し人は農業規模を検討していたところ、不耕作地となっていた申請地を今般子供の配偶者から宅地として利用したいと申し出があったため申請しました。付近の土地の概要は、北側は使用貸人所有地、西側は農地、南側と東側は道路となっております。西側と北側にはブロック積にて土砂の流出を防ぎます。雨水排水は道路側溝に排水し、汚水雑排水は公共下水道に放流します。</p> <p>また、万が一、転用に伴い、被害が出た場合、申請者の責任において対処しますとのこと。添付書類は土地の位置図、設計図、隣地承諾書、誓約書、住宅ローン事前相談結果書、委任状、水利組合の同意書、始末書となっております。始末書には、許可を受けず昭和 58 年頃から埋め立てし、耕作せず、雑種地として利用して申し訳ありませんとのこと。</p> <p>4 月 23 日に現地を確認しました。以上から 8 号事案の申請内容に問題はないと思います。審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>着工時発見し、工事のストップをかけて、最初から申請をし直してくれという判断は農業委員会の立場としては大変厳しいところがありますが、地主も了解していただき、事務局の指導に従って申請し直していただいたので、こうした事例を参考にして地域の農業委員会それぞれのところできちんと指導していただければありがたいと思います。</p> <p>事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が 10 h a 未満の農地であるため、第 2 種農地に位置付けられます。</p> <p>また、本事案の現地確認は 4 月 23 日に伏見地区のみで実施しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、採決に入ります。</p> <p>8 号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって 8 号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に、議第 112 号 農用地利用集積計画の決定について、を議題とします。</p> <p>事務局より朗読願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>

議 長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。 1号から10号事案については同一の借人への申請でありますので一括して審議を行います。 1号から10号事案について、今井推進委員、現地の状況はどうでしたか。
今井推進委員	5月21日に奥村委員と1号事案から10号事案について現地を確認しました。すべて適正に管理されています。とてもきれいな状態です。起こしてありましたので、耕作には問題ないと思います。 ただ、8号事案については、813番1が資料では農地が途中で終わっていますが、現地はすべて1枚の農地として耕作できる状態になっています。別の2つの農地に分かれているのならいいですけど、813番1はいちばん右まで行きます。あとは問題ないです。よろしいかと思います。
議 長	指摘があったところについて事務局は確認してください。 質疑に入ります。質疑ありますか。 これらは全部でどれくらいの面積になりますか。
事務局次長	18,000㎡くらいです。
議 長	質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
5番青木委員	今までは口頭で借りていたのですか。
事務局次長	利用権設定せずに借りていたものを、利用権設定していただきました。先月も少し出ていました。
議 長	採決に入ります。 1号から10号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって1号から10号事案は可決しました。 次に11号事案について、平田推進委員、現地の状況はどうでしたか。
平田推進委員	地区担当の田中委員と現地を確認しました。適正に管理されており、何ら問題はないと思います。よろしくお願ひします。
議 長	質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	採決に入ります。 11号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員で

	<p>あります。よって11号事案は可決しました。</p> <p>次に 議第113号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定に対する意見について、を議題とします。</p> <p>事務局より朗読願います。 (事務局朗読)</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>9ページ、御嵩町の総農家数711、主業農家数14ということで、役場農林課が把握しているのは14と解釈すると、非常に寂しい気がします。実態はこのようだと思います。宅地や太陽光の開発で耕地面積の形も変わってきて行くと思います。寂しい状況がこの後も加速していくと思いますが、それでもこの計画は、農地と農家の概要をもとに何としても御嵩町の農業を確保して生産していくものではないかと思っています。</p>
3番奥村委員	<p>5ページの違反転用への適正な対応ですが、課題の違反転用者行方不明とはどういうことですか。</p>
事務局次長	<p>行方不明というのは、どこへ行かれたのかわからない、追跡ができないということです。産廃物、土砂の中にコンクリートやタイルが入ったもので埋めてしまっており、そういったことはやった本人が撤去する原則があります。その方がどこへ行ったのか追跡ができないということです。これは岐阜県も毎年我々と確認しております。2年間経ちましたが、状況が変わっていないということでもあります。</p>
議 長	<p>ほかに質疑がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議第113号について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって議第113号については適当と認めます。</p> <p>次に、議第114号 御嵩町農地利用最適化推進委員候補者の決定について、を議題とします。</p> <p>事務局より朗読願います。 (事務局朗読)</p>
議 長	<p>平田推進委員、伊佐治推進委員、奥村委員は審議終了まで退席願います。 (平田推進委員、伊佐治推進委員、奥村委員退席)</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議第114号 について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって議第114号は適当と認めます。 (平田推進委員、伊佐治推進委員、奥村委員着席)</p>

議 長	次に、報第 36 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局報告願います。 (事務局報告)
議 長	次に、報第 37 号 農業用施設届について、事務局報告願います。 (事務局報告)
議 長	1 号事案について 1 番 亀井和紀委員、現地の状況はどうでしたか。気になる点などありましたらお願いします。
1 番亀井委員	本件につきましては 5 月 14 日に伊佐治委員とともに申請者から説明を受け、現地確認をしました。場所は公民館から西に 350m くらいの申請者の自宅敷地内です。今回の届け出は農業用倉庫が老朽化したことから、ほぼ同じ場所に敷地面積 160.57 m <sup>2</sup> 施設面積 62.64 m <sup>2</sup> 、約 19 坪を新築するものです。隣接農地との間には作業用通路分のスペースが予定されており、隣接農地所有者の同意書も添付されています。特に問題ないと判断しますのでよろしく願います。
議 長	事務局から補足説明はありますか。
事務局次長	本来、農地に施設を建設する際には農地転用が必要になりますが、農地法では敷地面積が 2 アール未満の農地を自らの耕作のための農業用施設に転用する場合は許可を要しないとされています。本事案については進入路・敷地を含む面積が 2 アール未満であり、施設を農業用に使用することが確認できておりますので農転は不要と判断し報告とさせていただきます。以上です。
議 長	事務局からの補足説明が終わりましたので、以上をもって報告とさせていただきます。 次に、報第 38 号 農地改良届について、事務局報告願います。 (事務局報告)
議 長	1 号事案について 3 番 奥村清治委員、現地の状況はどうでしたか。気になる点などありましたらお願いします。
3 番奥村委員	今井推進委員と現地を確認しました。資料には 905 m <sup>2</sup> と書かれていますが、現地はこの数値には程遠い面積でした。
事務局次長	ご指摘の通り、905 m <sup>2</sup> というのは現地とは合わないと思います。申請地の隣に田として使っている部分があり、そこを合わせたの数値であるので、905 m <sup>2</sup> の内のどれだけか、という表記が正しい表記になります。面積については再度確認させていただきます。

議 長	<p>報告事項が終わりましたので、以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">11 時 00 分終了</p>
-----	---

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和     年     月     日

議 長

---

14 番

---

1 番

---